

町政懇談会



町が取り進めている施策を説明して町民の皆さんのご意見をお聞きし、町づくりに反映させるための町政懇談会が1月8日から4日間の日程で行われました。
11会場で開かれた町政懇談会には、延べ130名の町民の皆さんが参加され、主な施策や身近な生活環境の改善整備に関することを中心に提言や要望が出されました。

平成20年町政懇談会は、町が現在取り進めている主な施策について、町民の皆さんに説明し、それらについて意見をお聞きし、今後の町政運営に反映させようという内容で開催しました。
町が説明した施策は次の4点です。

保健・福祉・医療体制整備プロジェクトについて

◆保健・福祉・医療体制整備について

平成18年度に副町長を中心とした職員により立ち上げたプロジェクトチームでは、国保病院の今後の方針を中心に、当町における保健・福祉・医療体制のあり方について具体的な協議を重ねてまいりました。

本年度の検討では、国道への個別確認のほか、7回の会議を行い、9月にプロジェクトの最終報告を受け、町の方針を決定し、10月までに議会への報告を終えたところです。

◆町の最終方針

有床診療所

+

特別養護老人ホーム

町の財政力と、診療所の収支予測を第一に判断要素とし、あわせて、近隣町村における病床の充足度を勘案すると、病院は無床化も選択肢となります。

しかし、病床を無くすことによる現入院患者への対応や医療提供体制への町民不安を考慮すると経営予測を前提に病床規模の縮小は段階的に実施していくことが適当と判断しました。

削減病床の補完機能としては、当町の施設事情と将来の民営化や転換後の収支を勘案し、有床診療所に特別養護老人ホームを併設する形態が適当と判断しました。

◆介護施設整備の方向性

○病床転換による介護施設の併設
療養病床の転換に関しては、特別養護老人ホームか老人保健施設への転換が有力ですが、国道への確認により、特養への転換を優先することにしました。

○ケアハウスの必要性

要介護度の変化に応じて地域で生活が可能となるような体制づくりのため、当町が不足する施設として中間的役割を果たすケアハウス（軽費老人ホーム）整備があげられます。

しかし、ケアハウスの運営収支予測や財政事情から、今、新設することは適切ではないと判断しました。

今後、継続して介護の段階に応じた介護体制の整備に向け、既存施設の機能強化や有効活用を検討することとしました。

◆新冠町国保病院の診療所化について

◆国保病院を診療所化する理由

診療報酬の改定により、現在の病院の体制では毎年多額の赤字発生が見込まれます。町の財政に及ぼす影響を考慮し、病院経営を縮小の方向で抜本的に見直すことが適当と判断しました。

また、国の療養病床再編計画により、今後、医療療養病床は削減、介護療養病床は廃止となります。当院の場合、全55床が療養病床という現状で、入院患者のほとんどが、長期療養患者であるため、診療報酬に評価されず、経営を圧迫している要因となっており、療養病床を持つことは適当ではないとの判断になります。

◆診療所整備内容

①診療所は現病院施設は活用し開設します。

② 1階は診療部門、2階は病棟部門として活用します。(診療所整備時には2階病棟を二分して特老施設2階病棟海側に併設整備する予定としております。)

③ 婦人科は平成20年度中の廃止を検討しております。

◆診療所形態

① 予定標榜診療科目

内科、整形外科の2診療科にしぼり実施します。

② 有床診療所として整備開設

病床数18床(療養15床、一般3床)を予定しています。

◆診療所開設時期

平成21年度中の開設を予定

◆診療所救急体制

規模縮小となる診療所化においては、現病院が実施する緊急時を含む24時間診療体制(救急体制)の完全実施は困難となりますが、現状に近い救急体制確立を目指し、可能な範囲で体制を整備します。

また、一次医療圏における当町唯一の公的医療施設の役割として、診療所化において不足する救急医療については、隣接町各病院との積極的な広域連携により確保いたします。

行財政改革の取組みとその実績について

第3次行財政改革大綱「推進計画」を平成18年5月に策定し、平成18年度から平成22年度までの5カ年間で行財政改革に取り組んでいます。

◆平成19年度から実施している

主な取組み

主な取組みとして、町広報、町ホームページを対象とした広告事業を開始しました。また、民間委託の推進では、常設保育所給食業務、デイサービスセンター運営業務を民間委託いたしました。

◆平成20年度から実施する

主な取組み

使用料・手数料及び各種料金の見直しを行い、平成20年4月1日から町有施設を利用する場合の使用料、各種証明手数料に新料金が適用されます。料金の設定については、受益者負担の原則と算出方法の明確化を図るという基本的な考え方のもと、新料金を算出しています。

小学校統合について

◆統合後の備品の処分について

廃校となる学校の備品は再利用を前提に処分することとしています。備品の処分は、まず統合先の学校で使うものを確保し、その他の備品については再利用の団体・個人に優先順位をつけ、処分してまいります。

なお、校旗等学校の歴史的な物品については、教育委員会で別途保管いたします。

◆統合後の施設等の再利用について

学校跡施設再利用応募状況は明和・若園・大狩部・東川小学校に企業5社から応募があります。これら小学校の跡利用者については、平成20年4月の入札後に決定いたします。なお、応募のなかった太陽・美宇・節婦小学校については平成20年夏頃までに利用者がいない場合、活用方法を検討し、企業等に利用提案するなど、早期の跡利用を図ってまいります。

また、学校跡利用者の円滑な事業推進のため、「学校施設再利用事業支援交付金」、「地域活性化事業交付金」、「事業安定化対策交付金」の3項目からなる学

校跡施設再利用に係る支援制度を創設し、学校跡利用を支援してまいります。

地域と行政の関わり方について

新冠町の人口は、昨年6千人を割り込みました。また、65歳以上の方の割合が25%を越え、過疎化、少子高齢化が進んでいます。特に、集落内の人口減少、高齢化がある一定まで進むとその集落は自治会機能や相互扶助機能が機能しない限界集落になってまいります。

現在、新冠町ではまだ限界集落となつている地域はありませんが、近い将来そうなる恐れのある地域があるというのが現状です。

そこで、町では、限界集落自体を食い止めることは今の現状から難しい面がありますが、限界集落となつても自治会機能、相互扶助機能が機能する仕組みづくりについて、検討してまいります。

これらの施策について、説明し、参加者の皆さんから様々なご意見、ご提言をいただきました。